

平成 25 年 5 月 24 日
総務省政策統括官（統計基準担当）
統計審査官室

日本標準産業分類（第 12 回改定）における「無店舗小売業」の統計調査実施上の問題点等の把握・検証について（案）

本資料は、日本標準産業分類（第 13 回）の改定に当たり、前回統計審議会答申の中で、「無店舗小売業については、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。」と指摘されていることを踏まえ、総務省統計局の協力の下、総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室が整理したもの。

1 現 状

日本標準産業分類（12 回改定）における「無店舗小売業」の分類体系は次のとおり。

大分類 I-卸売業,小売業

中分類 61-無店舗小売業

小分類 610 管理,補助的経済活動を行う事業所

611 通信販売・訪問販売小売業

細分類 6111 無店舗小売業（各種商品小売）

6112 無店舗小売業（織物・衣服・身の回り品小売）

6113 無店舗小売業（飲食料品小売）

6114 無店舗小売業（機械器具小売）

6119 無店舗小売業（その他の小売）

小分類 612 自動販売機による小売業

細分類 6121 自動販売機による小売業

小分類 619 その他の無店舗小売業

細分類 6199 その他の無店舗小売業

2 主な統計調査における扱い

(1) 事業所・企業を対象としている調査

【経済センサス-基礎調査】

・農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除くすべての事業所及び企業が対象。調査結果を産業小分類別に公表。

(2) 世帯を対象としている調査

【国勢調査】

- ・国内に常住するすべての者が対象。
- ・抽出詳細集計において産業小分類まで表章。ただし、中分類「無店舗小売業」は設定していない。これは、この分類を表章するには、正確に事業の内容を把握することができるよう調査事項を増設するなどの措置が必要であるが、調査環境が厳しくなる中では困難なため。

3 平成 21 年経済センサス-基礎調査における実施状況

(1) 調査実施上の措置

- ・経済センサス-基礎調査における調査のための「事業所名簿」は、過去の事業所・企業統計調査の結果として得られた「事業所名簿」の他、法人登記情報も追加して作成しており、調査員調査では把握が困難とされている事業所の把握に努めている。
- ・調査票の回答欄の欄外に注意書き「店舗を持たず 専らカタログ 新聞 テレビ インターネット等による通信販売や訪問販売等を行っている場合は「〇〇の訪問販売（無店舗）」「△△の宅配（無店舗）」のように記入してください。」を記載し、正しい記入を誘導。

<p>4 事業所の事業の種類・業態</p> <p>・「調査票の記入のしかた」を参照して、できるだけ詳しく記入してください</p> <p>「(2) 主な事業の内容」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として管理事務を行っている場合は「管理事務（〇〇の製造）」のように記入してください ・店舗を持たず 専らカタログ 新聞 テレビ インターネット等による通信販売や訪問販売等を行っている場合は「〇〇の訪問販売（無店舗）」「△△の宅配（無店舗）」のように記入してください ・自家用倉庫や自家用修理工場等の場合は「自家用倉庫（〇〇の小売）」のように記入してください 	<p>(1) この事業所で行っている事業（行っている事業のすべてにマークしてください）</p> <p> <input type="checkbox"/> 農業、林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 炭業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 不動産賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 他の営利事業 <input type="checkbox"/> その他（取捨・経済・文化・宗教団体など） </p>								
	<p>(2) 主な事業の内容（この事業所で行っている事業のうち、過去1年間の収入額又は販売額の最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください）</p>								
	<p>(3) 生産品 取扱い商品又は営業種目</p> <p>（上記(2)で記入した主な事業の内容について、生産品、取扱い商品又は営業種目を、収入額又は販売金額の多い順に右の①～③欄に記入してください）</p>		<table border="1"> <tr><td>①</td><td></td></tr> <tr><td>②</td><td></td></tr> <tr><td>③</td><td></td></tr> </table>	①		②		③	
	①								
②									
③									
<p>(4) 事業の業態（上記(2)で記入した主な事業の内容が、製造・加工 卸売・小売 土木・建築工事の場合は、「調査票の記入のしかた」に掲載されている「業態コード」を記入してください）</p>									

(2) 調査実施過程における問題点の有無

〈当時の実施状況等について〉

- ・調査実施中において電話等による無店舗小売業に関する記入の仕方の照会等は特段なかった。
- ・調査実施後に開催する「事後報告会」〈地方からの実施状況報告等〉においても、「無店舗小売業」に関する問題点等は報告されていない模様。

(3) 調査票集計時の産業格付における問題点の有無

(産業格付時の疑義について)

・経済センサス-基礎調査の調査票の集計は統計センターにおいて行われたが、産業格付事務の一部については、民間委託されている。産業格付の委託先業者から格付作業の過程において、疑義照会が行われており、「無店舗小売業」に関するものは、10件に満たない程度（全体1,600件）であった。

・格付上特に、「小分類611-通信販売・訪問販売小売業」と「小分類619-その他の無店舗小売業」の判別が難しく、例示等で明確に示してほしい、との意見であった。

(4) 調査結果について

・「中分類61-無店舗小売業」は、約1.2万事業所であり、内訳は下表のとおり。

産業分類	事業数 (中分類に占める割合%)	従業者数 (中分類に占める割合%)
全産業(公務除く)	6,043,300 -	62,860,514 -
I 卸売業, 小売業	1,555,486 -	12,696,990 -
61 無店舗小売業	12,492 (100.0)	118,430 (100.0)
610 管理, 補助的経済活動を行 う事業所	126 (1.0)	8,224 (6.9)
611 通信販売・訪問販売小売業	9,781 (78.3)	69,219 (58.4)
612 自動販売機による小売業	1,721 (13.8)	10,244 (8.6)
619 その他の無店舗小売業	864 (6.9)	30,743 (26.0)

(注 男女別の不詳を含む。)

出典 平成21年経済センサス 基礎調査

・また、「中分類 61-無店舗小売業」を従業者規模別の結果でみると下表のとおりであり、規模の小さい事業所が多いことがわかる。

従業者規模別	事業所数
無店舗小売業	12,492
1 ～ 4人	8,507
5 ～ 9	1,705
10 ～ 19	1,074
20 ～ 29	362
30 ～ 49	344
50 ～ 99	313
100 ～ 199	97
200 ～ 299	17
300人以上	31
派遣従業者のみ	42

出典 平成 21 年経済センサス-基礎調査

4 国際比較

「国際標準産業分類 (ISIC Rev. 4)」では、「大分類 G 卸売・小売業;自動車・オートバイ修理業」の「中分類 47 小売業 (自動車及びオートバイを除く。)」の「小分類 479 店舗、露店または市場によらない小売業」、「北米産業分類システム (NAICS2012)」では、「大分類 44-45 小売業」の「中分類 454 無店舗小売業」としてそれぞれ独立した項目を設定しており、国際比較上は合致している。

5 まとめ

前回統計審議会答申の指摘事項である「無店舗小売業については、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。」については、「3 平成 21 年経済センサス-基礎調査における実施状況」で見ると、問題はないものと考えられる。

今回の検証では、調査事例が少ないこと、経済センサス-基礎調査は経理項目を含まないこと等から検討材料としてはまだ十分とは言えないところもあるが、各種統計調査の母集団情報となる経済センサス-基礎調査で把握できていること、また、これをベースとした「事業所母集団情報データベース」についても、各種行政記録情報を追加しより充実されていくこと等を踏まえれば、統計調査の実査上支障となるということは考えにくいと思われる。